

# 重要事項説明書

(居宅介護支援)

ご利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者：医療法人 登別すすらん病院  
居宅介護支援事業所 すずらん

## 1 当事業所の概要

### (1) 事業所の概要

事業所名	医療法人登別すずらん病院 居宅介護支援事業所 すずらん
所在地	北海道登別市青葉町34番地9
連絡先	0143-85-5755 (直通)
管理者名	小松 幸枝
介護保険指定番号	0173502253
サービス提供地域	登別市、室蘭市、白老町全域

※ サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

### (2) 当事業所の運営方針

- ① ご利用者様が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- ② ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立って、ご利用者様に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- ④ ご利用者様の所在する市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

### (3) 営業時間

平日	午前9:00～午後5:00
土日・祝祭日	休業
年末年始	12月30日～1月3日 休業
時間外	24時間電話対応 (休日を含む) 0143-85-5755 (担当に転送)

### (4) 職員体制

	常勤	職務の内容
管理者	1名	職員の指導監督及びサービス全般に係わる管理
介護支援専門員	1名以上	居宅介護支援業務

## 2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情など）

電話番号：0143-85-5755

担当者：小松 幸枝

受付時間：午前9：00～午後5：00

※ ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

## 3 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおりに対応を致します。

### ①事故発生時の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

### ②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

## 4 秘密の保持

①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

## 5 サービス内容

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

### (1) 居宅サービス計画の作成

自宅を訪問し、ご利用者様の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下、「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>

事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

居宅サービス計画の作成開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者様又はその家族に対して提供し、ご利用者様にサービスの選択を求めます。

介護支援専門員は、ご利用者様及びその家族の置かれた状況等を考慮して、ご利用者様に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等についてご利用者様及びその家族等に対して説明し、ご利用者様の同意を得たうえで決定するものとします。

## (2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

ご利用者様の状況や居宅サービス計画の実施状況を把握するために、少なくとも1月に1回以上は自宅を訪問し、ご利用者様及びその家族との面談や居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行います。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

## (3) 居宅サービス計画の変更

ご利用者様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者様双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

## (4) 介護保険施設等への紹介

ご利用者様が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又はご利用者様が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

## 6 利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。ただし、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

### <居宅介護支援 料金表>

項目	単位	料金
居宅介護支援費（Ⅰ）（i） （1月につき）	要介護1、2	1,086 単位 10,860 円 （1割：1,086 円）
	要介護3、4、5	1,411 単位 14,110 円 （1割：1,411 円）
居宅介護支援費（Ⅰ）（ii） （1月につき）	要介護1、2	544 単位 5,440 円 （1割：544 円）
	要介護3、4、5	704 単位 7,040 円 （1割：704 円）
居宅介護支援費（Ⅰ）（iii） （1月につき）	要介護1、2	326 単位 3,260 円 （1割：326 円）
	要介護3、4、5	422 単位 4,220 円 （1割：422 円）

居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅰ） 要介護1、2 （1月につき） 要介護3、4、5 ・一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含 む。）の活用又は事務職員の配置を行っている事業所	1,086 単位 1,411 単位	10,860 円（1割：1,086 円） 14,110 円（1割：1,411 円）
居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅱ） 要介護1、2 （1月につき） 要介護3、4、5	527 単位 683 単位	5,270 円（1割：527 円） 6,830 円（1割：683 円）
居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅲ） 要介護1、2 （1月につき） 要介護3、4、5	316 単位 410 単位	3,160 円（1割：316 円） 4,100 円（1割：410 円）
初回加算	300 単位	3,000 円（1割：300 円）
通院時情報連携加算	50 単位	500 円（1割：50 円）
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250 単位	2,500 円（1割：250 円）
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位	2,000 円（1割：200 円）
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450 単位	4,500 円（1割：450 円）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600 単位	6,000 円（1割：600 円）
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600 単位	6,000 円（1割：600 円）
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750 単位	7,500 円（1割：750 円）
退院・退所加算（Ⅲ）	900 単位	9,000 円（1割：900 円）
特定事業所加算（Ⅲ）	323 単位	3,230 円（1割：323 円）

特定事業所医療介護連携加算	125 単位	1,250 円 (1 割 : 125 円)
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	4,000 円 (1 割 : 400 円)
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	2,000 円 (1 割 : 200 円)
中山間地域等に居住する者へのサービス体制加算	5%	

## 7 介護支援専門員の交替

### (1) 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者様に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (2) ご利用者様からの介護支援専門員の交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにし、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご利用者様から特定の介護支援専門員の指名はできません。

【事業内容】

居宅介護支援

【事業者】

住 所： 北海道登別市青葉町34番地9

社 名： 医療法人 登別すずらん病院

代 表 者： 理事長 志田 勇人 ⑩

【事業所】

住 所： 北海道登別市青葉町34番地9

事業所名： 医療法人登別すずらん病院 居宅介護支援事業所 すずらん

(指定番号： 0173502253)

担当者 \_\_\_\_\_ より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承  
いたしました。

令和 年 月 日

【ご利用者】 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

【代理人】 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩ (続柄： )

署名代行の理由：